



※受理年月日	年 月 日
※受理番号	69
※備考	

大規模小売店舗届出書

令和8年7月9日

埼玉県知事 様

名 称 株式会社バナーズ
代表者名 代表取締役 小林 由佳
住 所 埼玉県熊谷市石原一丁目102番地

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 バナーズビル
所在地 埼玉県本庄市本庄2丁目3番地6号 外

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売企業名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ベルク	午前8時00分	翌午前2時00分
長谷川産業株式会社	午前7時00分	午後9時00分
株式会社マツモトキヨシ	午前9時00分	午後10時00分
株式会社田原屋	午前9時00分	午後10時00分
株式会社セリア	午前9時00分	午後10時00分
未定	午前9時00分	午後10時00分

(変更後)

小売企業名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ベルク	午前8時00分	翌午前2時00分
株式会社ミスターマックス	午前7時00分	翌午前7時00分
株式会社マツモトキヨシ	午前9時00分	午後10時00分
株式会社田原屋	午前9時00分	午後10時00分
株式会社セリア	午前9時00分	午後10時00分
未定	午前9時00分	午後10時00分

②来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場No.	利用可能な時間帯
駐車場①	午前6時30分～午後10時00分
駐車場②	午前6時30分～翌午前2時30分
屋上駐車場③	午前6時30分～午後10時00分

(変更後)

駐車場No.	利用可能な時間帯
駐車場①	24時間
駐車場②	24時間
屋上駐車場③	24時間

3 変更する年月日

令和8年8月27日

4 変更する理由

テナント変更により営業時間を検討したため。

5 上記2の変更に係るもの以外の事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社ベルク	代表取締役 原島 一誠	埼玉県鶴ヶ島市脚折1 6 4 6 番
株式会社ミスターマックス	代表取締役 佐藤 昭彦	福岡市東区松田1 丁目5 番7 号
株式会社マツモトキヨシ	代表取締役 松本 貴志	千葉県松戸市新松戸東9 番地1
株式会社田原屋	代表取締役 田熊 太郎	神奈川県川崎市幸区堀川町580 ソリッドスクエア西館11 階
株式会社セリア	代表取締役 河合 映治	岐阜県大垣市外濠2 丁目38 番地
未定1 者		

- (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

11,293 m²

- (3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

①駐車場の位置及び収容台数

位 置	収容台数
図面No.3－2 配置図（現況）の駐車場①	5 7 台
図面No.3－2 配置図（現況）の駐車場②	2 9 4 台
図面No.3－2 配置図（現況）の屋上駐車場③	2 2 0 台
合 計	5 7 1 台

※従業員用駐車場として別途1 1 9 台確保

※別途、銀行専用2 3 台

②駐輪場の位置及び収容台数

位 置	収容台数
図面No.3－2 配置図（現況）の駐輪場①	7 0 台
図面No.3－2 配置図（現況）の駐輪場②	7 0 台
図面No.3－2 配置図（現況）の駐輪場③	1 4 台
図面No.3－2 配置図（現況）の駐輪場④	4 0 台
合 計	1 9 4 台

③荷さばき施設の位置及び面積

位 置	面 積
図面No.3－2 配置図（現況）の荷さばき施設①	7 2 m ²
図面No.3－2 配置図（現況）の荷さばき施設②	4 0 m ²
図面No.3－2 配置図（現況）の荷さばき施設③	4 0 m ²
図面No.3－2 配置図（現況）の荷さばき施設④	4 0 m ²
図面No.3－2 配置図（現況）の荷さばき施設⑤	2 5 m ²
図面No.3－2 配置図（現況）の荷さばき施設⑥	2 3 4 m ²
合 計	4 5 1 m ²

④廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位 置	収容台数
図面No.3－2 配置図（現況）の廃棄物保管施設①	1 2 m ³
図面No.3－2 配置図（現況）の廃棄物保管施設②	4 m ³
図面No.3－2 配置図（現況）の廃棄物保管施設③	4 m ³
図面No.3－2 配置図（現況）の廃棄物保管施設④	4 m ³
図面No.3－2 配置図（現況）の廃棄物保管施設⑤	3 m ³
図面No.3－2 配置図（現況）の廃棄物保管施設⑥	1 8 m ³
合 計	4 5 m ³

（４）大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位 置
出入口 5 ヶ所	別添図面No.3－2 出入口 1 ～出入口 5

※別途、銀行専用駐車場の出入口 3 ヶ所あり

②荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設No.	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設①～⑥	午前 6 時～午後 10 時

規則第4条の【添付書類】

- 1 法人にあってはその登記事項証明書
変更なし
- 2 主として販売する物品の種類
(ミスターマックス) 家庭用電器製品、日用雑貨、衣料、食品等
その他店舗 変更なし
- 3 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面

広域図	図面No.1
周辺図	図面No.2
配置図 (H30.8.30 届出時)	図面No.3-1
配置図 (現況)	図面No.3-2
- 4 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠
変更なし
- 5 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項
変更なし
- 6 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法
変更なし
- 7 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯
(荷さばき施設①～⑤) 変更なし
(荷さばき施設⑥)

時 間 帯	荷さばき車両 (台)		平均的な 荷さばき 処理時間	延べ 荷さばき 処理時間
	荷さばき	合計		
	4t 以下			
6 時 00 分～ 8 時 00 分	1	1	4 t 車=10 分	10 分
8 時 00 分～ 10 時 00 分	1	1		10 分
10 時 00 分～12 時 00 分	1	1		10 分
12 時 00 分～22 時 00 分	1	1		10 分
合 計	4	4	—	—

- 8 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面

有 位置：別添図面 No.4 騒音発生源位置図のとおり

高さ：2.8m

- 9 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面

別添図面No.4 騒音発生源位置図のとおり

設備名	設置位置	稼働時間帯
冷凍冷蔵用室外機	BS3～8	24 時間
空調用室外機	BS11～36	午前 7 時～翌午前 3 時
空調用室外機	AS1～20, b S1～8	午前 8 時～午後 10 時
空調用室外機	CS1～25	24 時間
給湯器室外機	BS1, 2, 9, 10	午前 7 時～翌午前 3 時
給排気口	BK1～8, BK10～24, BK27～29	午前 7 時～翌午前 3 時
給排気口	BK9, 25, 26, 30	午前 7 時～午後 10 時
給排気口	AK1～4, AK6～8, AK10～14, bK2～6, bK8	午前 8 時～午後 10 時
給排気口	AK5, 9, bk1, 7, CK1～5	24 時間
キュービクル	BQ, AQ, CQ	24 時間

- 10 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠

別添「騒音報告書」のとおり

- (1) 予測地点における等価騒音レベルは、各地点で以下のとおり

(騒音報告書 p8 予測・評価の結果参照)

	昼間の値	昼間の環境基準	夜間の値	夜間の環境基準
地点A	49.7dB	60 dB (準工業地域)	44.1dB	50dB (準工業地域)
地点B	54.6dB	60 dB (準工業地域)	48.2dB	50dB (準工業地域)
地点C	54.8dB	60 dB (準工業地域)	48.9dB	50dB (準工業地域)
地点D	53.6dB	60 dB (準工業地域)	42.9dB	50dB (準工業地域)
地点E	51.0dB	55 dB (第二種住居地域)	44.7dB	45 dB (第二種住居地域)

全地点において、環境基準値以下になると予測され、周辺の生活環境への影響は少ないと考えます。

(2) 騒音の予測と対策

ア. 発生する騒音への一般的対策の概要

項 目	具体的な騒音対策
遮音壁の設置の有無	防音フェンス (H=2.8m) : バルク棟南側 冷凍冷蔵用室外機置場
敷地の緑化計画	敷地周辺に緑地を配置します。
その他の騒音軽減策	機器類の定期的なメンテナンスを行います。

イ. 荷さばき施設及び作業に係る騒音対策の概要

項 目	具体的な騒音対策の内容
荷さばき作業の騒音対策	・荷さばき車両のアイドリング禁止を徹底します。 ・作業時のドア開閉や荷おろし及び台車音の沈静化等、作業員の作業時における騒音抑制意識の向上を図ります。 ・荷さばき車両は低速走行を行います。

ウ. BGM等の営業宣伝活動の有無

無 (店外でのBGM等の使用はありません)

エ. 駐車場施設の構造と騒音対策の概要

駐車場の構造	収容台数	利用時間	運用面の騒音対策
平面自走式	53台	24時間	・掲示により、アイドリング禁止やクラクション抑制の周知を行います。
	298台		
屋上自走式	220台		

オ. 廃棄物収集作業に係る騒音対策の概要

回収場所の構造	回収時間	運用面の騒音対策
平面自走式	午前6時～ 午後10時	・早朝・夜間の収集作業は行いません。 ・作業員の作業時における騒音抑制意識の向上を図ります。

- 1 1 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠

①夜間の騒音発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測結果

騒音レベル最大値の結果一覧

(直近の自敷地境界で規制基準値を超過した騒音源のみ記載)

対象騒音源		基準距離において の各騒音源の騒音 レベル (dB)	夜間騒音レベルの最大値の騒音発生源ごとの騒音レベル (dB)								
			店舗敷地境界			保全区域			直近住居		
			規制値	予測地点	予測結果	規制値	予測地点	予測結果	規制値	予測地点	予測結果
走行(来店車両)	A1	75.8	50	—	67.8	50	a1	50.3	50	a'1	49.7
	A4	75.8	50	—	52.2	50	a4	52.2	50	a'4	50.7
	A7	75.8	50	—	67.8	50	a7	52.2	50	a'7	48.7
	A20	75.8	50	—	67.8	45	a20	48.0	45	a'20	38.7
	A24	75.8	50	—	67.8	45	a24	48.0	45	a'24	44.3
	A57	75.8	50	—	67.8	50	a57	46.4			
	A81	75.8	50	—	50.9	50	a81	42.7			

※各最大値の予測地点は、各騒音源と同じ高さとしています。

—評価—

夜間騒音レベルの最大値の予測結果で設備機器の音源は、自敷地境界ですべて規制基準値以下です。

来客車両走行音につきましては、保全区域・直近住宅外壁で一部基準値を超える音源がありますが、変更前の状況と変わらないため、今回の変更による周辺生活環境への影響は軽微であると考えます。

尚、意見等が発生した場合には誠意を持って対応します。

②夜間の騒音レベルの最大値の合成値の予測結果

予測地点	規制値	予測結果
ア	50	49.3
イ		42.7

—評価—

夜間騒音レベルの最大値の合成値の予測結果は、各予測地点において規制基準値を下回っているため、周辺生活環境への影響は軽微であると考えます。

尚、意見等が発生した場合には誠意を持って対応します。

- 1 2 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠

変更なし

指針に基づく配慮事項

1. 必要な駐車場及び駐輪場の確保と適切な管理

(1) 周辺の交通状況に対する配慮

- ① 立地法指針から算出される必要駐車場台数を満たす駐車場を確保し、周辺道路における駐車場への入場待ちを無くすよう配慮しています。
- ② 来店客への来店経路については、チラシ・ホームページ等にて誘導を行っています。

(2) 駐車場に対する配慮

- ① 駐車場内には安全に配慮した停止線や「矢印」を路面等に標示しています。
- ② 来客車両に対してはアイドリングの停止・クラクション抑制を促す看板を設置しています。

(3) 駐輪場に対する配慮

- ① 駐輪場を敷地内に、194台分確保しています。
- ② 駐輪場は定期的に従業員及び警備員が巡回し、整理整頓を行っています。

(4) 交通整理員の配置

- ① 駐車場出入口に、繁忙時等の状況に応じて、交通整理員を配置しています。
役割については以下に明記します。
※来客車両専用の駐車場出入口の交通整理員の役割
歩行者及び自転車等の通行を妨げないことを最優先とし誘導します。

2. 歩行者の通行の利便の確保等

- ① 駐車場内に歩行者用道路を設置しています。
- ② 夜間運転者から歩行者の有無を容易に確認できるよう十分な照度を確保しています。
- ③ とまれ等路面表示を行い、車両運転手に注意を促しています。

3 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

(1) 廃棄物減量化計画

①商品搬入時における減量化	○商品搬入時は極力、通い箱での納品に努め、ダンボールでの納品を軽減させています。 ○商品搬入業者にも納入容器の減量化を促しています。
②営業活動における減量化	○マイバッグ・マイバスケットの推進、レジ袋削減に努めています。 ○店頭にリサイクルステーションを設置し、来客の協力によりリサイクル率の向上を図っています。

- 4 防災・防犯計画への協力
 - ・防災協定等の締結は特に予定しておりませんが、災害時に市より物資提供等の要請があれば、協力します。
 - ・店内の防犯カメラの設置、照明灯の設置、見通しの確保、警備員の巡回等の防犯対策を行っています。
- 5 騒音問題に対応するための対応策
 - ・荷さばき作業について、アイドリング禁止を徹底する掲示板を設置し、搬入業者に要請・指導しています。また、台車の車両（ゴム）の適宜メンテナンス、台車の車輪油の励行を行います。
 - ・計画的な搬入時間を設定し、待機車両の軽減を行っています。
- 6 廃棄物等の保管について
 - ・防臭対策のため密閉性を確保しています。
 - ・保管施設は定期的に清掃を行っています。
- 7 廃棄物等の運搬や処理について
 - ・食品加工汚水処理については、グリストラップにて厨房からの汚泥等を浄化槽に貯め、適切に処理しています。
- 8 その他設置者としての廃棄物等に関連する対応方策について
 - ・ベルクは、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の6の規定による容器包装多量利用事業者に該当していますので、経済産業大臣あてに定期報告を行っています。
- 9 街並みづくり等への配慮等
 - ・敷地の周囲全体にわたり、低木等を植栽しています。
 - ・周辺地域の景観に配慮して、建物の色彩やデザインの調和を図ります。
 - ・周辺に対して光害を発生させないよう照明の配置、方向、光源の種類に十分配慮します。

【ガイドライン及び商店街活性化条例に基づく配慮事項】

- 1 地域の祭りや各種行事への参加などまちづくりへの協力
 - ・要請があれば、地域の祭りや各種行事への参加を検討します。また、従業員の地元雇用の促進に努めます。
- 2 商店街、商工団体への加入や共同売出しやイベント等への協力など
 - ・商店街、商工団体への加入は現在のところ予定していません。イベント等への協力については機会があれば検討します。
- 3 地元商業者のテナント出店や販売商品への配慮など
 - ・店舗に近い生産者と連携し、地産地消の推進に協力したいと考えております。